

医師を目指す君を応援します

筑西市



医師修学資金貸与制度

卒業後、市内の指定する病院に一定期間勤務するなどの条件を満たせば、修学資金の返還が免除になります。



市では、市内の医師確保を図るため、「筑西市医師修学資金貸与制度」を平成 26 年度から創設し、利用者を募集します。

【対象者】

学校教育法に規定する大学の医学を履修する課程に在学する人（医学課程に合格し、入学手続を行う人を含む）で、将来、市長が指定する病院に医師として勤務する意思のある人。

【定員】

2 人（平成 27 年度入学予定者及び医学生）

【貸与額】

修学資金

- ・修 学 金 月額 30 万円（年額 360 万円）
- ・入学支度金 1,000 万円を限度として市長が認める額（入学金・入学に係る諸経費等）

【貸与期間】

正規の修学期間で貸与の開始月から、大学を卒業するまでの間最長 6 年間（休学、停学、留学、留年の期間は除きます）

【募集期間】

9 月 11 日（木）～10 月 10 日（金）

【問い合わせ・資料請求】 健康増進部保健予防課 ☎ 22-0535 スピカ分庁舎 3 階
E-mail : hokensui@city.chikusei.lg.jp

